

船舶保険仕様書
(浮棧橋・係留物)

1. 総則

本仕様書は、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）が所有する浮棧橋、係留物について付保する船舶保険の内容を定める。

2. 保険契約者及び被保険者

(1) 保険契約者： 独立行政法人国立高等専門学校機構

(2) 被保険者： 独立行政法人国立高等専門学校機構

3. 保険期間

令和4年4月1日午前0時から令和5年3月31日午後12時まで1年間

4. 保険料支払方法

一時払（保険料払込猶予特約条項付帯）

5. 保険の種類

船舶保険

6. 適用約款

船舶保険普通保険約款

7. 付帯する特約条項

- ① 船舶保険5種特別約款但し第2条（休航戻し）削除
- ② 保険料の支払に関する特別条項、または、保険料の支払および返還に関する特別条項 [両方でも可]
- ③ 先取特権等に関する特別条項
- ④ 制裁等に関する特別条項
- ⑤ 船費保険契約禁止特別条項
- ⑥ 電子機器類の日付認識問題に関わる損害不担保特別条項、または、コンピュータ機器またはソフトウェアの日付認識エラー不担保特別条項
- ⑦ 水線下の損傷修繕費不担保特別条項 [ただし、鳥羽商船高等専門学校、大島商船高等専門学校にのみ適用]
- ⑧ 解撤回航時の全損金支払制限特別条項
- ⑨ 地震危険不担保特別条項
- ⑩ 共同保険特別条項
- ⑪ 原子力危険・生物化学兵器・電磁兵器による損害不担保特別条項
- ⑫ 船底の清掃費および塗装費不担保特別条項
- ⑬ 超過衝突損害賠償金てん補特別条項（A-2）
- ⑭ 船主責任保険特別約款(汚染不担保)
- ⑮ 保険料払込猶予特約（独立行政法人用）
- ⑯ 船舶油濁等損害賠償保障契約特別条項（汚染損害に関する船主責任不担保用）
- ⑰ テロリスト危険等担保特別条項（汚染損害に関する船主責任不担保用）
- ⑱ サイバーリスクの取扱いに関する特別条項（A）
- ⑲ 感染症免責特別条項

なお、上記特約条項以外で補償範囲を縮小変更する特約は一切付帯しないものとする。

8. 免責事項

船舶保険約款、各特約条項と同内容

9. 保険の内容

(1) 保険対象物件（機構の所有する下記浮棧橋）

※ 保険の目的には、下記の浮棧橋に付随する係留装置（連絡橋、チェーン、アンカー等）を含むものとする。

① 鳥羽商船高等専門学校

三重県鳥羽市鳥羽港内

- i) 鋼製浮棧橋 平成 6年建造 9.0×3.5×0.7m
- ii) 鋼製浮棧橋 平成12年建造 30.0×8.0×1.25m
- iii) 鋼製浮棧橋 平成12年建造 60.0×8.0×2.0m

② 広島商船高等専門学校

広島県豊田郡大崎上島町東野港内

- i) コンクリート製浮棧橋 平成16年建造 35.0×8.0×2.3m
- ii) コンクリート製浮棧橋 平成16年建造 70.0×8.0×2.6m
- iii) 鋼製可動棧橋 平成16年建造 22.5×3.3×1.0m
- iv) 鋼製渡棧橋 平成16年建造 5.5×3.25×1.0m

③ 大島商船高等専門学校

山口県大島郡周防大島町小松港内

- i) コンクリート製浮棧橋 平成 4年建造 25.0×7.0×2.6m
- ii) コンクリート製浮棧橋 平成11年建造 25.0×7.0×2.6m
- iii) 鋼製渡棧橋 平成 4年建造 7.0×3.0×1.0m
- iv) 鋼製渡棧橋 昭和54年建造 17.0×5.0×1.1m
- v) 鋼製渡棧橋 昭和54年建造 9.1×2.15×1.0m

④ 弓削商船高等専門学校

愛媛県越智郡上島町弓削港内

- i) 鋼製浮棧橋 平成27年建造 75.0×8.0×2.8m

⑤ 富山高等専門学校

富山県射水市堀江千石（富山新港）内

- i) 鋼製浮棧橋 平成27年建造 30.0×4.0×2.4m

(2) 保険金額（再調達価額）

	係留地	船舶保険金額	船主責任保険 てん補限度額	船主責任保険 免責金額(一事故)
①	鳥羽商船高等専門学校	217,000,000 円	300,000,000 円	100,000 円
②	広島商船高等専門学校	226,000,000 円	300,000,000 円	100,000 円
③	大島商船高等専門学校	119,000,000 円	300,000,000 円	100,000 円
④	弓削商船高等専門学校	315,622,606 円	300,000,000 円	100,000 円
⑤	富山高等専門学校	95,906,126 円	300,000,000 円	100,000 円

10. その他の条件

ブローカー扱いとする。

11. 保険料算出条件

保険料の見積にあたっては、上記条件の下に算出するものとする。

12. その他

本仕様書の内容について疑義が生じた場合は、機構の指示に従うものとする。

補足資料

・ 船舶保険成績表

以上